

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 兄の消息が分からず、 遺産相続で困っています。



行方不明の兄のご相談です。  
兄は私より三つ上なので、生きていれば45歳です。ずっと別に暮らしていたし、特に仲が良かったわけではないので事情はよく分からないのですが、親が言うには、数年前から全く連絡がないようです。それまでもたまに連絡があるといえば金の無心くらいで、どこに勤めているのか住んでいるのか分からず、まともな暮らしはしていないと感じていました。事件報道で名前が出なければよいかという感じで、まさに、便りのないのは良い便り、くらいでした。  
ところがこの度、父が突然亡

くなり、そうしたら後を追うように母も亡くなったのです。二人ともまだ70代で特に悪いところはなかったし、予想の外でした。私には実は妹もいたのですが、妹は10年前不慮の事故で亡くなっています。  
兄の戸籍を取りましたが本籍地は実家のままで、住民登録地も東京を最後に20年以上変わっていません。そこに手紙を出しましたが案の定、宛先不明で戻ってきました。両

親は携帯を持たず、兄の電話の登録もありません。  
遺産は、親が最後まで住んでいた地方の一軒家の他は、年金が振り込まれる通帳とあと1通が見つかり、併せて残高は500万円程度でした。  
株はやってなかったし、借金もなかったと思います。  
兄と遺産分割協議といっても、どうすればよいか途方に暮れています。

## 法的な解決策は二つあります。 家庭裁判所に申し立てましょう。

それは本当にご愁傷さまでしたね。親御さんとしてはそうは言っても大事なご子息だったはずで、とても心配し、最後まで気に掛けておられたと思います。警察に相談に行っても、大人の失踪については、事件性がない限り、捜索願など受け付けてくれませんしね。本当にどこでどうしているのか、たぶん人間関係そのものが希薄なので、お兄さまの周囲の誰からも風の便りさえ届かないでしょう。

さて当面の遺産分割問題です。このまま放っておくとうるさかといえは、登記名義が故人（お父さま）のままでは売却などはできません。固定資産税については通知が来れば払えばよいですが、預金については解約も受領もできない、要するに塩漬けです。ただご両親の死亡事実は年金事務所にはできるだけ早く知らせてください。そうでないと後で面倒なことになります。

本来は相続権が半分あるお兄さまについて、法的に取れる手段は二つです。一つは不在者

財産管理人を置くこと（民法25条）。もう一つは失踪宣告を受けられること（同30条1項）。どちらも家庭裁判所にその旨申し立てるのと同じです。  
後者は生死が7年間明らかでないことが要件で、生存を確認できた最後の日を起算点とし、それから7年満了した時に死亡したものとみなされます。親御さんであればお兄さまの最後の音信がいつだったか思い起こせるかもしれませんが、ご相談者にそれが分かりますか？ 親御さんとは交流があったようなので、その様子を聞いた時を思い出させませんか。それがクリ

アできれば、失踪宣告の方が法的な関係はきれいに片付きます。しかし、後でもし本人が現れればどうするのか、なにせ死亡を確認したわけではないので、ご心配でしょうね。その場合は本人またはご相談者から家裁に申し立てて失踪宣告を取り消すことができるし、その以前に不動産を売却したり預金を解約して使ったりしていたとしても、そうした行為は無効にはならず、利益が残っている限度で返還すればよいだけです（同32条）。  
そうはいっても何かと大変だと思います。うまくいくよう願っています。

